

## 3 情報連絡

地震等緊急時においては、地方支部長及び都府県支部長等を中心として、速やかな情報連絡を行うことが必要になるが、迅速かつ円滑な情報連絡を図るため、平時からあらかじめ地方支部及び都府県支部等内で協定を締結し、水道事業体間の情報連絡体制を確立しておくことが重要である。

また、情報連絡に関与する水道事業体、都府県支部長等、地方支部長、日本水道協会救援本部などの各主体は、それぞれの役割を認識し、互いに密接に連携するとともに、迅速かつ的確な職務の遂行を図ることが求められる。

近年の災害事例を踏まえると、被災水道事業体による速やかな応援要請と被災地への迅速な先遣調査隊及び現地調整隊の派遣が、円滑な応急給水・応急復旧、ひいては早期の給水確保につながる。

このため、各関係主体は、平時より受援体制の整備や先遣調査隊及び現地調整隊の派遣に向けた体制の構築など、地震等緊急時における初動対応の迅速化に向けた取組みを一層進めることが重要である。

### 【この節の内容】

- 3-1 情報連絡体制
- 3-2 先遣調査隊
- 3-3 日本水道協会救援本部
- 3-4 現地調整隊
- 3-5 広域調整隊

### 3-1 情報連絡体制

#### (1) 情報連絡体制の確立

次の地震等緊急時において、水道事業体は、地方支部及び都府県支部等の枠組みによる情報連絡を行う。

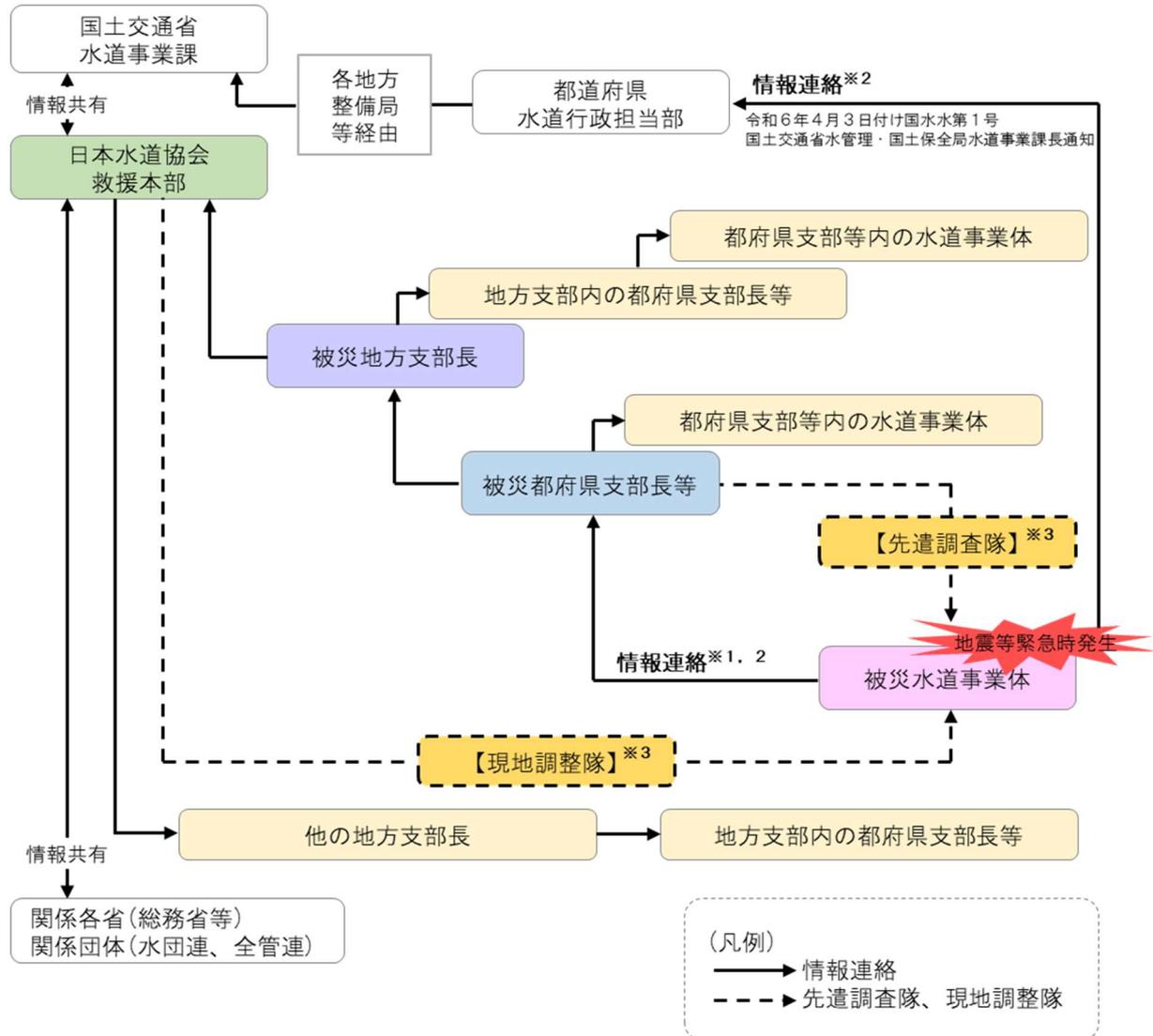
- 震度5(弱)以上の地震
- その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合

地方支部長及び都府県支部長等は、地震等緊急時に備え、あらかじめ地方支部及び都府県支部等内で協定を締結するなど、水道事業体間における情報連絡体制を確立しておく(様式1参照)。

また、地方支部長及び都府県支部長等が自ら被災した場合等に備え、あらかじめ他の水道事業体に対しその職務の代行又は補助を要請できるよう協定等を締結しておくことが望ましい。

(2) 情報連絡の流れ

地震等緊急時において、水道事業体は、支部組織の枠組みによる情報連絡体制に基づき、被害状況及び応援要請の有無等の早急な情報連絡を行う（図3-1参照）。



- ※1 地震等緊急時（「震度5（弱）以上の地震」又は「その他の自然災害・事故等により大規模な断水が発生した場合」）において、被災水道事業体は、速やかに「水道施設被害の有無」及び「応援要請の有無」を被災都府県支部長等に連絡する。水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合もその旨を連絡する。
- ※2 被災水道事業体は、「都道府県水道行政担当部⇒地方整備局等⇒国土交通省水道事業課への連絡ルート」と「日本水道協会の枠組みによる連絡ルート」いずれにも情報連絡を行う。前者は主に施設被害や断水、応急給水・復旧の対応状況を情報集約し、後者は主に相互応援の要否確認と早期応援体制の確立を目的として情報集約するものである（様式は同一のものを採用）。
- ※3 令和7年3月改訂版より、先遣調査隊及び現地調整隊の名称を変更（先遣調査隊⇄現地調整隊）

図3-1 地震等緊急時における情報連絡の流れ

### (3) 情報連絡の方法

情報連絡は、電話、無線、電子メール、FAX、コミュニケーションアプリ等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うとともに、その方法についてあらかじめ地方支部、都府県支部等内で取り決めておく。

また、地震等緊急時における確実な情報連絡のため、地方支部、都府県支部等においては、平時から定期的な訓練等を実施し、水道事業体間における情報連絡体制の確認を行うものとする。

### (4) 情報連絡における役割

情報連絡体制において、被災水道事業体、被災都府県支部長等、被災地方支部長及び日本水道協会救援本部は、それぞれ次のような役割を担う。

#### 被災水道事業体

- 地震等緊急時には、次の①、②の項目を速やかに所属する都府県支部長等に連絡する。

① 水道施設被害の有無

② 応援要請の有無

(②応援要請「有り」の場合)

- ・給水車要請台数
- ・参集場所
- ・応援活動期間の目安（不明の場合は、当面の間とする）
- ・その他（給水袋、仮設水槽持参の要否等）

なお、水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合も、その旨を連絡することに留意する。

- 上記連絡については、原則書面によるものとする（様式2, 様式5）。ただし、発災初期など緊急を要する場合には、口頭等により連絡を行うとともに、後日書面を作成し、被災都府県支部長等に送付する。
- 発災以降、時間経過や状況変化に応じて、都府県支部長等に対し定期的に復旧状況及び応援活動状況等を報告する。
- なお、日本水道協会の枠組み以外による応援活動（例：都市間協定、全国市長会、全国町村会等）についても適宜取りまとめ、併せて情報提供するよう努める。

#### 被災都府県支部長等

- 発災後速やかに、支部内の被災水道事業体における「①水道施設被害の有無」「②応援要請の有無」を収集し、取りまとめる。

- 連絡の無い被災水道事業体に対しては、都府県支部長等の積極的な働きかけにより連絡体制を確立し、上記①、②の情報収集を図る。
- 震度6（強）以上の地震が発生した場合等において、先遣調査隊を派遣する（「3-2 先遣調査隊」を参照）。
- 被災水道事業体から得た被害情報、応援要請を取りまとめ、被災地方支部長及び都府県支部等内の水道事業体に連絡する（資料1, 様式2 参照）。

#### 被災地方支部長

- 被災都府県支部長等から得た被害情報、応援要請を取りまとめ、日本水道協会救援本部及び地方支部内の都府県支部長等に連絡する（資料1, 様式2 参照）。

#### 日本水道協会救援本部

- 被災地方支部長から得た被害情報を取りまとめ、他の地方支部長及び関係各省(国土交通省、総務省等)及び関係団体(日本水道工業団体連合会(水団連)、全国管工事業協同組合連合会(全管連)等)に連絡する。
- 震度6（強）以上の地震が発生した場合等において、現地調整隊を派遣する（「3-4 現地調整隊」を参照）。
- 関係各省及び関係団体との連絡調整を密に行い、応援活動にとって必要な情報を収集し、各地方支部長に提供するとともに、会員外の水道事業体の被害状況等についても、関係者と適宜情報を共有する。
- 国土交通省から支援要請に関する文書を早急に取得するよう努めるとともに、応援隊を派遣する地方支部長及び都府県支部長等に要請文を発信する。

### 3-2 先遣調査隊 ※R7.3改訂版より名称変更 (旧)現地調整隊⇒(新)先遣調査隊

#### (1) 先遣調査隊の派遣

被災都府県支部長等は、震度6（強）以上の地震が発生した場合、原則として、被災水道事業体に先遣調査隊を派遣する。また、震度6（弱）以下の地震又はその他の災害等においては、被災水道事業体との協議の上、被災都府県支部長等の判断による。

なお、被災都府県支部等内において派遣が困難な場合は、被災地方支部長が決定し、さらに、被災地方支部内において派遣が困難な場合は、日本水道協会救援本部が派遣を決定する（表3-1 参照）。

ただし、被災水道事業体が都市間協定等により他の水道事業体と先遣調査隊の派遣を取り決めている場合は、上記によらず当該協定の定めに基づき決定する。

先遣調査隊の派遣を決定した場合、その決定者は速やかに関係者に対し通知する（様式3 参照）。

表 3-1 先遣調査隊の派遣の決定

| 決定順 | 先遣調査隊となる水道事業体          | 派遣決定者      |
|-----|------------------------|------------|
| ①   | 被災都府県支部等内の水道事業体        | 被災都府県支部長等  |
| ②   | 被災地方支部内の他の都府県支部等の水道事業体 | 被災地方支部長    |
| ③   | 他の地方支部の水道事業体           | 日本水道協会救援本部 |

(2) 先遣調査隊の役割

先遣調査隊は、被災水道事業体における被害概況を早期に調査・把握するとともに、応援要請の決定及び応援受入体制の確立が速やかに行われるよう、次のような役割を担う。

- 被害概況の調査※
- 応援要請の要否、給水車要請台数に係る決定支援
- 給水箇所、補水地点、参集場所の決定支援
- 給水車活動期間の目安の決定支援
- 復旧体制の構築
- その他必要な事項

また、現地での活動に当たっては、現地調整隊と連携・協調の上、その活動を実施する（「3-4 現地調整隊」参照）。

なお、先遣調査隊は、被災水道事業体において応援活動が開始された場合、水道給水対策本部に吸収され、必要に応じて、幹事応援水道事業体に移行する（p. 19「5-3 幹事応援水道事業体」参照）。

※先遣調査隊が調査する情報(例)

|   |
|---|
| ○応急給水のための情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水区域、通水区域</li> <li>・断水戸数、断水人口</li> <li>・災害時重要施設（病院、社会福祉施設、避難所等）の情報</li> </ul>                               |
| ○応急復旧のための情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹施設の被害状況（水源・取水・導水・浄水・送配水）</li> <li>・復旧対策の状況、復旧見通し</li> <li>・復旧資材の備蓄・調達状況</li> <li>・燃料、電源設備の確保状況</li> </ul> |
| ○その他必要な情報   |

### 3-3 日本水道協会救援本部

#### (1) 日本水道協会救援本部の設置

地震等緊急時において、大規模な支援が必要であると判断される場合には、日本水道協会は被災地方支部長から意見を聞き、発災後速やかに日本水道協会救援本部を設置する。

ただし、通信の途絶等により被災地方支部長との連絡がとれない場合は、日本水道協会理事長の判断により日本水道協会救援本部を設置することができる。

なお、日本水道協会は日本水道協会救援本部を設置・変更した場合、速やかに全ての地方支部長にその周知を図る（様式4参照）。

#### (2) 日本水道協会救援本部の役割

##### ① 日本水道協会救援本部の主な業務

- 被災情報の集約
- 応援活動状況の情報集約と応援要否の確認
- 応援活動における水道事業体との連絡調整
- 国土交通省、総務省等関係各省との支援に関する調整
- 政府調査団等への協力支援
- 日本水道工業団体連合会や全国管工事業協同組合連合会等関係団体への情報提供及び協力要請

② 日本水道協会救援本部の行う応援活動の調整は、地方支部長及び都府県支部長等と密接な連絡をとりながら行う。

#### (3) 日本水道協会救援本部の解散

応援活動がおおむね収束し応急復旧計画に一定の目途が立つなどした場合には、日本水道協会救援本部長は、被災地方支部長と協議の上、救援本部を解散する。

なお、解散を決定した場合は、速やかに、全ての地方支部長にその周知を図る。

### 3-4 現地調整隊 ※R7.3改訂版より名称変更（旧）先遣調査隊⇒（新）現地調整隊

#### (1) 現地調整隊の派遣

震度6（強）以上の地震又はその他災害等において、日本水道協会救援本部長が必要と判断した場合、日本水道協会救援本部は、直ちに被災水道事業体又は被災都府県支部長都市等へ現地調整隊を派遣する。

なお、広域災害等において、日本水道協会救援本部からの派遣が困難な場合又は今後複数の地方支部に応援が拡大することが想定される場合等は、日本水道協会救援本部長は、地方支部長に派遣を依頼（帯同を含む）することができる。

## (2) 現地調整隊の役割

現地調整隊は、災害発生区域における水道の被害概況を把握・集約し、関係者への情報共有を図ることにより、その後の円滑な応援体制の確立に寄与することを目的として、次のような役割を担う。

- 水道施設の被害概況等の把握・集約※
- 被災水道事業者のニーズ等の聞き取り
- 上記に係る日本水道協会救援本部への報告（各地方支部長へは救援本部から速やかに情報共有する）
- その他必要な事項

また、現地での活動に当たっては、先遣調査隊と連携・協調の上、その活動を実施する（「3-2 先遣調査隊」参照）。

なお、被災水道事業者において応援活動が開始された場合、現地調整隊は必要に応じて広域調整隊に移行する（「3-5 広域調整隊」参照）。

※各被災水道事業者における被害概況の調査については、「3-2 先遣調査隊」の役割とする。

## 3-5 広域調整隊

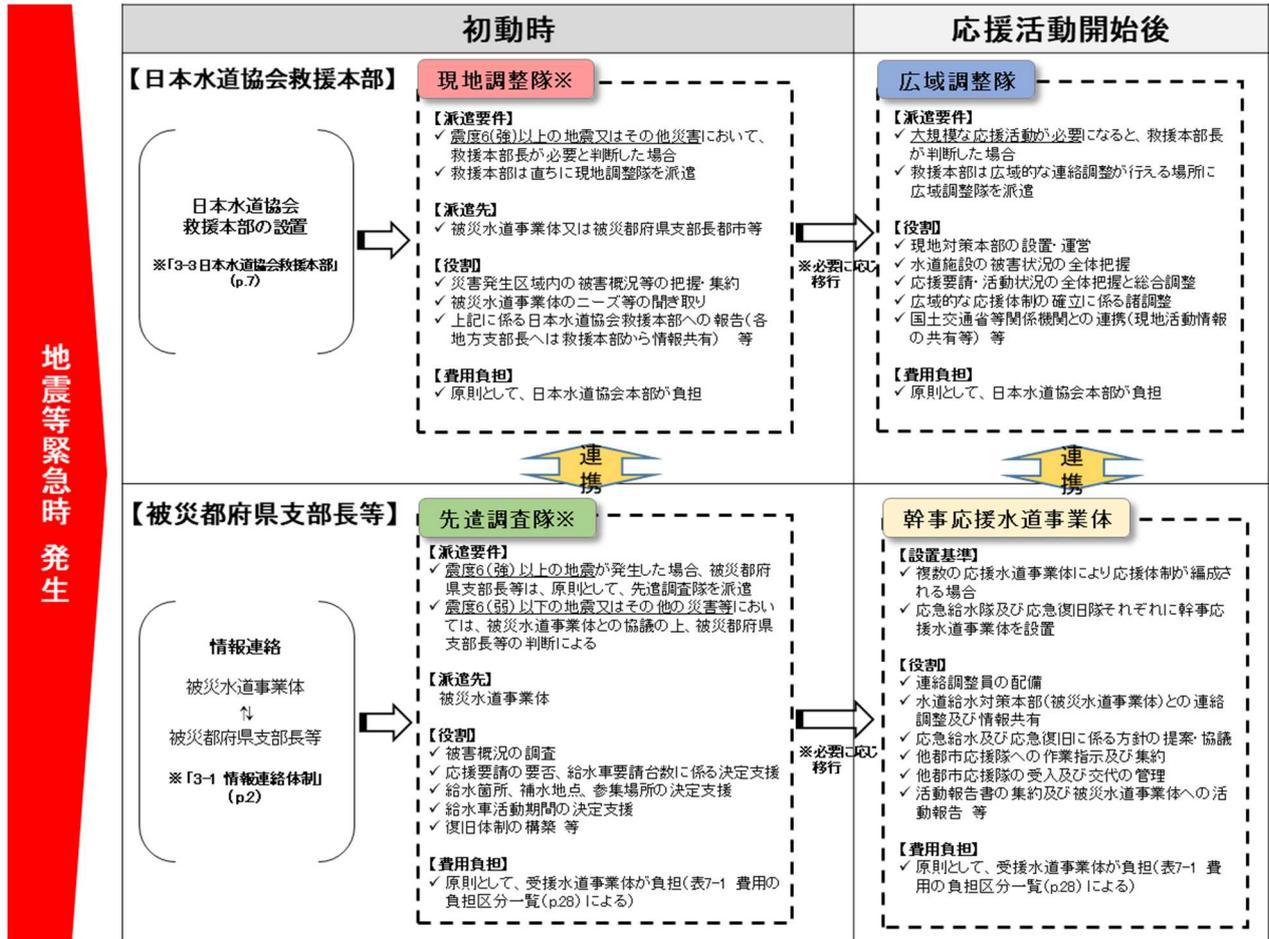
### (1) 広域調整隊の派遣

地震等緊急時において、大規模な応援活動（例：複数の地方支部による応援等）が必要になると、日本水道協会救援本部長が判断した場合、被災地における広域的な応援体制を確立しその活動を補助・調整するため、日本水道協会救援本部は広域的な連絡調整が行える場所（被災地方支部長都市又は被災都府県支部長等都市など）に、広域調整隊を派遣する。

### (2) 広域調整隊の役割

広域調整隊は、被災水道事業者、被災地方支部長、被災都府県支部長等及び幹事応援水道事業者等と連携を図りながら、次のような役割を担う。

- 現地対策本部の設置・運営
- 被災水道事業者における水道施設の被害状況の全体把握
- 応援要請・活動状況の全体把握と総合調整
- 広域的な応援体制の確立に係る諸調整  
（「応援先の決定」「幹事応援水道事業者の決定」「支援拠点水道事業者等の決定」等に係る補助・調整）
- 国土交通省等関係機関との連携（現地活動情報の共有等）
- その他必要な事項



※現地調整隊、先遣調査隊の名称については、令和7年3月改訂版より改称(先遣調査隊⇔現地調整隊)

図 3-2 初動時～応援活動における各隊の役割